

四半期報告書

(第49期第2四半期)

ゼネラルパッカー株式会社

(E02469)

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	6
第3 【設備の状況】	8
第4 【提出会社の状況】	9
1 【株式等の状況】	9
2 【株価の推移】	14
3 【役員の状況】	14
第5 【経理の状況】	15
1 【四半期財務諸表】	16
2 【その他】	27
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	28

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成22年3月12日

【四半期会計期間】 第49期第2四半期
(自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)

【会社名】 ゼネラルパッカー株式会社

【英訳名】 GENERAL PACKER CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 梅 森 輝 信

【本店の所在の場所】 愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地

【電話番号】 0568(23)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 小 関 幸 太 郎

【最寄りの連絡場所】 愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地

【電話番号】 0568(23)3111(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 小 関 幸 太 郎

【縦覧に供する場所】 株式会社ジャスダック証券取引所
(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第48期 第2四半期 累計期間	第49期 第2四半期 累計期間	第48期 第2四半期 会計期間	第49期 第2四半期 会計期間	第48期
会計期間	自 平成20年 8月1日 至 平成21年 1月31日	自 平成21年 8月1日 至 平成22年 1月31日	自 平成20年 11月1日 至 平成21年 1月31日	自 平成21年 11月1日 至 平成22年 1月31日	自 平成20年 8月1日 至 平成21年 7月31日
売上高 (千円)	1,901,076	2,015,227	1,196,594	998,922	3,674,616
経常利益 (千円)	116,939	153,419	110,052	117,138	144,689
四半期(当期)純利益 (千円)	66,783	91,346	66,757	68,643	82,626
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	—	—	251,577	251,577	251,577
発行済株式総数 (株)	—	—	8,994,000	8,994,000	8,994,000
純資産額 (千円)	—	—	2,812,901	2,857,741	2,799,406
総資産額 (千円)	—	—	4,408,549	4,311,088	4,185,094
1株当たり純資産額 (円)	—	—	312.92	317.82	311.42
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	7.43	10.16	7.43	7.64	9.19
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	10.14	—	7.60	—
1株当たり配当額 (円)	3.50	3.50	3.50	3.50	7.00
自己資本比率 (%)	—	—	63.8	66.3	66.9
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	162,543	293,007	—	—	322,800
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△25,108	△132,775	—	—	3,333
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△31,477	△31,404	—	—	△62,915
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	—	—	1,003,933	1,290,021	1,161,194
従業員数 (名)	—	—	107	107	109

- (注) 1 当社は、四半期連結財務諸表を作成していませんので、四半期連結累計(会計)期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれていません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載していません。
- 4 第48期第2四半期累計期間及び第48期第2四半期会計期間並びに第48期事業年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

関係会社はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年1月31日現在

従業員数(名)	107 [22]
---------	----------

(注) 従業員数は就業人員（他社から当社への出向者を含む）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、嘱託、人材会社からの派遣社員を含む）は当第2四半期会計期間の平均人員を[]外数で記載しております。なお、当社から社外への出向者はありません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期会計期間における生産実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
給袋自動包装機	306,860	63.2
製袋自動包装機	178,000	60.1
包装関連機器等	331,406	168.9
合計	816,266	83.5

- (注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第2四半期会計期間における受注実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
給袋自動包装機	492,491	98.3	461,403	96.8
製袋自動包装機	196,000	466.7	284,470	74.9
包装関連機器等	191,926	400.2	176,050	128.6
合計	880,417	148.9	921,923	92.8

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期会計期間における販売実績を品目別に示すと、次のとおりであります。

品目	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
給袋自動包装機	306,860	63.2
製袋自動包装機	178,000	60.1
包装関連機器等	331,406	168.9
保守消耗部品その他	182,655	83.6
合計	998,922	83.5

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期会計期間		当第2四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
ペットライン株式会社	—	—	299,808	30.0
株式会社伊藤園	219	0.0	259,236	26.0
株式会社インダ	182,824	15.3	115,678	11.6
ロイヤルカナンジャパン合同会社	215,925	18.0	13,334	1.3
明治製菓株式会社	146,261	12.2	9,617	1.0

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期会計期間におけるわが国経済は、一部では景気の悪化に底打ちの兆しがみられるものの、民間設備投資や個人消費の低迷、雇用情勢や所得環境の悪化、さらにデフレ懸念が強まるなど、景気は厳しい状況が続きました。

包装機械業界におきましても、消費者の節約志向並びに低価格指向が顕著になる中で、顧客企業の設備投資の抑制傾向が強まるとともに、輸出も減少するなど、受注環境は一層厳しさを増す状況となりました。

このような状況のなか、当社は、新規顧客の開拓、新たなマーケットの開拓、新機種の受注活動の強化に努めるとともに、全社的な経費削減に取り組んでまいりました。

当第2四半期会計期間における売上高につきましては、高価格機種の販売台数が減少したことから、前年同四半期に対して197百万円の減収となりました。一方、受注高につきましては、中小型案件の需要が一部回復したことから、前年同四半期を上回る結果となりました。

収益面につきましては、売上高は減少したものの、売上総利益率の増加に伴い、売上総利益は前年同四半期とほぼ同額となりました。また、販売費及び一般管理費は、経費削減などにより前年同四半期実績を下回る結果となり、営業利益及び経常利益につきましては、前年同四半期より増益となりました。

以上の結果、当第2四半期会計期間の売上高は998百万円(前年同四半期比16.5%減)、営業利益114百万円(前年同四半期比4.2%増)、経常利益117百万円(前年同四半期比6.4%増)、四半期純利益は68百万円(前年同四半期比2.8%増)となりました。

品目別売上高の概況は次のとおりであります。

給袋自動包装機は、高価格機種の販売台数が減少したことから、売上高は306百万円(前年同四半期比36.8%減)となりました。

製袋自動包装機は、高価格機種の販売台数が減少したことから、売上高は178百万円(前年同四半期比39.9%減)となりました。

包装関連機器等は、大型案件の実績に伴い、売上高は331百万円(前年同四半期比68.9%増)となりました。

保守消耗部品その他につきましては、高額の保守案件の実績が減少したことから、売上高は182百万円(前年同四半期比16.4%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当第2四半期会計期間末における流動資産の残高は3,331百万円となり、第1四半期会計期間末に比べて30百万円減少いたしました。この主たる要因は、受取手形及び売掛金が第1四半期会計期間末に比べ88百万円増加したものの、未収入金が第1四半期会計期間末に比べ64百万円減少、原材料及び貯蔵品が37百万円減少したこと等によります。

固定資産につきましては、当第2四半期会計期間末残高は979百万円となり、第1四半期会計期間末に比べて10百万円減少いたしました。この主たる要因は、減価償却費の計上に伴い有形固定資産が第1四半期会計期間末に比べて10百万円減少したこと等によります。

この結果、総資産は、第1四半期会計期間末に比べ40百万円減少し、4,311百万円となりまし

た。

(負債)

当第2四半期会計期間末における流動負債の残高は1,400百万円となり、第1四半期会計期間末に比べて110百万円減少いたしました。この主たる要因は、未払金が第1四半期会計期間末に比べ45百万円減少したことや、前受金が第1四半期会計期間末に比べ72百万円減少したこと等によります。

固定負債につきましては、当第2四半期会計期間末残高は53百万円となり、第1四半期会計期間末の53百万円とほぼ同額となりました。

この結果、負債合計は、第1四半期会計期間末に比べ110百万円減少し、1,453百万円となりました。

(純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産の残高につきましては、四半期純利益の計上により利益剰余金が増加したことから、第1四半期会計期間末に比べ69百万円増加し、2,857百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期会計期間における当社の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、第1四半期会計期間末に比べ111百万円減少し、当第2四半期会計期間末には1,290百万円となりました。

また当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローは次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は11百万円（前年同四半期会計期間は182百万円の使用）となりました。この主たる要因は、仕入債務の増減額が前年同四半期の105百万円の増加から当第2四半期は32百万円の減少となり、また未払金の減少額が前年同四半期に比べ121百万円減少の40百万円の減少となったものの、売上債権の減少額が前年同四半期に比べ221百万円減少の88百万円の減少となったこと等によります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は前年同四半期比110百万円増加の121百万円となりました。この主たる要因は、定期預金の預入による支出が前年同四半期比100百万円増加の109百万円であったこと等によります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は前年同四半期とほぼ同額の2百万円となりました。これは、配当金の支払額が2百万円あったことによります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において、当社の事業上及び財政上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期会計期間における研究開発費の総額は32百万円であります。

なお、当第2四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、第1四半期会計期間末に計画中または実施中の重要な設備の新設、除却等はありません。

また、当第2四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,000,000
計	28,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年1月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年3月12日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,994,000	8,994,000	ジャスダック証券取引所	単元株式数は1,000株であります。
計	8,994,000	8,994,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

平成21年10月23日定時株主総会及び平成21年11月13日取締役会 決議	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年1月31日)
新株予約権の数(個)	48 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	48,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり132 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年12月1日～平成25年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 132 資本組入額 66
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む）又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- 3 当社の第50期事業年度の単独決算の損益計算書における当期純利益が、70百万円を上回った場合にのみ新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る）又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑧新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

第2回新株予約権

平成21年10月23日定時株主総会及び平成21年11月13日取締役会 決議	
	第2四半期会計期間末現在 (平成22年1月31日)
新株予約権の数(個)	79 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	79,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり88 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成23年12月1日～平成25年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 88 資本組入額 44
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株であります。

ただし、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整します。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数を調整することが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができるものとします。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- 3 当社の第50期事業年度の単独決算の損益計算書における当期純利益が、70百万円を上回った場合にのみ新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合

につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という）の新株予約権をそれぞれ交付することとします。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とします。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記新株予約権の目的となる株式の種類及び株式の数に準じて決定します。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記新株予約権の行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定します。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとします。

⑧新株予約権の取得条項

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

⑨その他の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の取り決めに準じて決定します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年1月31日	—	8,994,000	—	251,577	—	282,269

(5) 【大株主の状況】

平成22年1月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ゼネラルパッカー従業員持株会	愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地	1,192,000	13.25
高野 まさ子	名古屋市名東区	800,000	8.89
原 淳	名古屋市千種区	751,000	8.35
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2-1	392,000	4.35
高野 季久美	名古屋市名東区	364,000	4.04
田中 かな	名古屋市名東区	364,000	4.04
安江 禎治	愛知県小牧市	279,800	3.11
ゼネラルパッカー取引先持株会	愛知県北名古屋市宇福寺神明65番地	251,000	2.79
原 利子	名古屋市千種区	224,000	2.49
原 晋一郎	名古屋市千種区	224,000	2.49
計	—	4,841,800	53.83

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,000	—	単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,983,000	8,983	同 上
単元未満株式	普通株式 7,000	—	—
発行済株式総数	8,994,000	—	—
総株主の議決権	—	8,983	—

② 【自己株式等】

平成22年1月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ゼネラルパッカー株式会社	愛知県北名古屋市 宇福寺神明65番地	4,000	—	4,000	0.0
計	—	4,000	—	4,000	0.0

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 8月	9月	10月	11月	12月	平成22年 1月
最高(円)	191	190	190	187	196	198
最低(円)	163	164	166	173	169	190

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期会計期間（平成20年11月1日から平成21年1月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成20年8月1日から平成21年1月31日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第2四半期会計期間（平成21年11月1日から平成22年1月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成21年8月1日から平成22年1月31日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期会計期間（平成20年11月1日から平成21年1月31日まで）及び前第2四半期累計期間（平成20年8月1日から平成21年1月31日まで）に係る四半期財務諸表については、監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第2四半期会計期間（平成21年11月1日から平成22年1月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成21年8月1日から平成22年1月31日まで）に係る四半期財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

3 四半期連結財務諸表について

当社には子会社がないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年1月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※4 1,547,050	1,200,201
受取手形及び売掛金	※2 973,513	969,302
仕掛品	261,684	381,874
原材料及び貯蔵品	372,496	354,482
未収入金	※3 111,964	※3 110,518
その他	65,332	58,913
貸倒引当金	△207	△196
流動資産合計	3,331,835	3,075,097
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	608,853	626,788
土地	280,603	280,603
その他（純額）	16,078	19,011
有形固定資産合計	※1 905,534	※1 926,403
無形固定資産	7,754	7,361
投資その他の資産	65,962	※4 176,233
固定資産合計	979,252	1,109,997
資産合計	4,311,088	4,185,094
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	950,067	921,192
未払法人税等	62,057	2,756
賞与引当金	36,826	29,865
役員賞与引当金	—	8,250
製品保証引当金	13,194	11,130
その他	338,026	340,212
流動負債合計	1,400,172	1,313,406
固定負債		
退職給付引当金	26,093	26,819
役員退職慰労引当金	27,030	45,400
その他	50	61
固定負債合計	53,173	72,281
負債合計	1,453,346	1,385,687

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成22年1月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年7月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	251,577	251,577
資本剰余金	282,269	282,269
利益剰余金	2,318,568	2,258,683
自己株式	△1,423	△1,423
株主資本合計	2,850,990	2,791,105
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,982	8,300
評価・換算差額等合計	5,982	8,300
新株予約権	769	—
純資産合計	2,857,741	2,799,406
負債純資産合計	4,311,088	4,185,094

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年1月31日)
売上高	1,901,076	2,015,227
売上原価	1,380,536	1,458,180
売上総利益	520,540	557,046
販売費及び一般管理費	※ 409,104	※ 408,383
営業利益	111,436	148,662
営業外収益		
受取利息	2,144	1,427
受取配当金	124	124
設備賃貸料	2,400	—
生命保険配当金	—	1,146
その他	3,306	2,909
営業外収益合計	7,975	5,607
営業外費用		
支払利息	792	849
支払補償費	1,675	—
その他	3	1
営業外費用合計	2,471	850
経常利益	116,939	153,419
特別利益		
役員退職慰労引当金戻入額	1,750	—
その他	12	—
特別利益合計	1,762	—
特別損失		
たな卸資産評価損	9,982	—
特別損失合計	9,982	—
税引前四半期純利益	108,718	153,419
法人税、住民税及び事業税	945	59,746
法人税等調整額	40,989	2,326
法人税等合計	41,935	62,073
四半期純利益	66,783	91,346

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期会計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)
売上高	1,196,594	998,922
売上原価	885,097	687,669
売上総利益	311,496	311,252
販売費及び一般管理費	※ 201,946	※ 197,119
営業利益	109,550	114,133
営業外収益		
受取利息	1,390	895
受取配当金	124	124
生命保険配当金	847	685
その他	607	1,706
営業外収益合計	2,970	3,413
営業外費用		
支払利息	788	407
支払補償費	1,675	—
その他	3	1
営業外費用合計	2,467	408
経常利益	110,052	117,138
税引前四半期純利益	110,052	117,138
法人税、住民税及び事業税	△14,447	38,047
法人税等調整額	57,743	10,447
法人税等合計	43,295	48,495
四半期純利益	66,757	68,643

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	108,718	153,419
減価償却費	26,026	23,839
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,000	△8,250
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△151,440	△18,370
受取利息及び受取配当金	△2,268	△1,551
支払利息	792	849
売上債権の増減額 (△は増加)	87,028	△4,211
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△101,795	102,176
未収入金の増減額 (△は増加)	△26,074	△10,607
仕入債務の増減額 (△は減少)	199,837	28,875
前受金の増減額 (△は減少)	41,199	△8,447
その他	24,126	27,444
小計	205,151	285,167
利息及び配当金の受取額	2,759	1,874
利息の支払額	△792	△849
法人税等の支払額	△44,574	△768
法人税等の還付額	—	7,583
営業活動によるキャッシュ・フロー	162,543	293,007
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△18,000	△118,021
有形固定資産の取得による支出	△1,255	△12,012
無形固定資産の取得による支出	△5,208	△3,100
投資有価証券の取得による支出	—	△500
その他	△644	858
投資活動によるキャッシュ・フロー	△25,108	△132,775
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△31,477	△31,404
財務活動によるキャッシュ・フロー	△31,477	△31,404
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	105,956	128,827
現金及び現金同等物の期首残高	897,976	1,161,194
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 1,003,933	* 1,290,021

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第2四半期累計期間（自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日）

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

当第2四半期累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)	
(四半期損益計算書関係)	
前第2四半期累計期間において、営業外収益の「その他」に含めていた「生命保険配当金」は、営業外収益総額の100分の20を超えたため、当第2四半期累計期間において区分掲記することとしております。なお、前第2四半期累計期間の営業外収益の「その他」に含まれる「生命保険配当金」は847千円であります。	

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成22年1月31日)	前事業年度末 (平成21年7月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 638,247千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 615,359千円
※2 四半期会計期間末日満期手形 四半期会計期間末日満期手形の会計処理につきましては、手形交換日をもって決済処理しております。 なお、当第2四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が、四半期会計期間末残高に含まれておりません。 受取手形 45,115千円	※2 —
※3 ファクタリング方式により譲渡した 売上債権の未収額 未収入金 111,429千円	※3 ファクタリング方式により譲渡した 売上債権の未収額 未収入金 100,983千円
※4 長期預金 現金及び預金1,547,050千円のうち100,000千円（当初預入期間5年、最終満期日平成22年9月14日）は、継続選択権を銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、中途解約精算金を支払う必要があります。この中途解約精算金の支払により預金元本を毀損する可能性があります。	※4 長期預金 投資その他の資産に含まれる長期預金100,000千円（当初預入期間5年、最終満期日平成22年9月14日）は、継続選択権を銀行のみが保有しており、当社から解約を行う場合、中途解約精算金を支払う必要があります。この中途解約精算金の支払により預金元本を毀損する可能性があります。

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成21年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	※ 販売費及び一般管理費の主なもの
給与手当 109,875千円	給与手当 110,973千円
賞与引当金繰入額 11,860千円	賞与引当金繰入額 15,586千円
役員退職慰労引当金繰入額 11,310千円	役員退職慰労引当金繰入額 4,110千円
製品保証引当金繰入額 12,911千円	貸倒引当金繰入額 10千円
	製品保証引当金繰入額 11,369千円

前第2四半期会計期間 (自 平成20年11月1日 至 平成21年1月31日)	当第2四半期会計期間 (自 平成21年11月1日 至 平成22年1月31日)
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	※ 販売費及び一般管理費の主なもの
給与手当 50,041千円	給与手当 49,013千円
賞与引当金繰入額 11,860千円	賞与引当金繰入額 15,586千円
貸倒引当金繰入額 55千円	貸倒引当金繰入額 5千円
製品保証引当金繰入額 7,945千円	製品保証引当金繰入額 4,216千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成20年8月1日 至 平成21年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成21年8月1日 至 平成22年1月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 1,053,933千円	現金及び預金 1,547,050千円
預入期間が3か月超の定期預金 <u>△50,000千円</u>	預入期間が3か月超の定期預金 <u>△257,029千円</u>
現金及び現金同等物 <u>1,003,933千円</u>	現金及び現金同等物 <u>1,290,021千円</u>

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末(平成22年1月31日)及び

当第2四半期累計期間(自平成21年8月1日至平成22年1月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	8,994,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第2四半期会計期間末
普通株式(株)	4,800

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第2四半期 会計期間末残高 (千円)
提出会社	—	—	769
合計		—	769

(注) 新株予約権を行使することができる期間の初日が到来しているものではありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年10月23日 定時株主総会	普通株式	31,462	3.50	平成21年7月31日	平成21年10月26日	利益剰余金

(2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年3月3日 取締役会	普通株式	31,462	3.50	平成22年1月31日	平成22年4月6日	利益剰余金

(有価証券関係)

有価証券が企業の事業の運営において重要なものとなっていないため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間(自平成21年11月1日至平成22年1月31日)

- 1 スtock・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名
- | | |
|------------|-------|
| 製造原価 | 303千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 465千円 |

2 当第2四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名
株式の種類別ストック・オプション付与数	普通株式 48,000株
付与日	平成21年11月30日
権利確定条件	当社の第50期事業年度の単独決算の損益計算書における当期純利益が、70百万円を上回った場合
対象勤務期間	平成21年11月30日～平成23年11月30日
権利行使期間	平成23年12月1日～平成25年10月31日
権利行使価格(円)	132
付与日における公正な評価単価(円)	59

	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 60名
株式の種類別ストック・オプション付与数	普通株式 79,000株
付与日	平成21年11月30日
権利確定条件	当社の第50期事業年度の単独決算の損益計算書における当期純利益が、70百万円を上回った場合
対象勤務期間	平成21年11月30日～平成23年11月30日
権利行使期間	平成23年12月1日～平成25年10月31日
権利行使価格(円)	88
付与日における公正な評価単価(円)	81

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社には関連会社がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成22年1月31日)	前事業年度末 (平成21年7月31日)
317.82円	311.42円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第2四半期会計期間末 (平成22年1月31日)	前事業年度末 (平成21年7月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,857,741	2,799,406
普通株式に係る純資産額(千円)	2,856,972	2,799,406
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	769	—
普通株式の発行済株式数(株)	8,994,000	8,994,000
普通株式の自己株式数(株)	4,800	4,800
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	8,989,200	8,989,200

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第2四半期累計期間

前第2四半期累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年1月31日)
1株当たり四半期純利益金額 7.43円	1株当たり四半期純利益金額 10.16円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 —	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 10.14円

(注) 1 前第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期累計期間 (自平成20年8月1日 至平成21年1月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年1月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	66,783	91,346
普通株式に係る四半期純利益(千円)	66,783	91,346
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	8,989,200	8,989,200
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	18,757
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった 潜在株式について前事業年度末から重要な変動が ある場合の概要	—	—

第2四半期会計期間

前第2四半期会計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)		当第2四半期会計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	7.43円	1株当たり四半期純利益金額	7.64円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	—	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	7.60円

- (注) 1 前第2四半期会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第2四半期会計期間 (自平成20年11月1日 至平成21年1月31日)	当第2四半期会計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	66,757	68,643
普通株式に係る四半期純利益(千円)	66,757	68,643
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	8,989,200	8,989,200
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	37,514
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前事業年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き行っておりますが、当第2四半期会計期間末におけるリース取引残高が前事業年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

2 【その他】

第49期(平成21年8月1日から平成22年7月31日まで)中間配当については、平成22年3月3日開催の取締役会において、平成22年1月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 配当金の総額 | 31,462千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 3円50銭 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成22年4月6日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年3月10日

ゼネラルパッカー株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中 村 誠 一 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 蛭 原 新 治 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているゼネラルパッカー株式会社の平成20年8月1日から平成21年7月31日までの第48期事業年度の第2四半期会計期間(平成20年1月1日から平成21年1月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成20年8月1日から平成21年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ゼネラルパッカー株式会社の平成21年1月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されているとおり、会社は第1四半期会計期間から棚卸資産の評価に関する会計基準が適用されることになったため、この会計基準により四半期財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年3月5日

ゼネラルパッカー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中村 誠一 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 蛭原 新治 ⑩

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているゼネラルパッカー株式会社の平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第49期事業年度の第2四半期会計期間(平成21年1月1日から平成22年1月31日まで)及び第2四半期累計期間(平成21年8月1日から平成22年1月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、ゼネラルパッカー株式会社の平成22年1月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。